

かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る 郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集について

一般社団法人 生命保険協会

従前より当会では、郵政民営化に関して、当会の特別会員である株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）と民間生命保険会社の共存共栄による健全な生命保険市場の発展を実現する観点から、日本郵政グループと民間生命保険会社との提携を推進していくことが重要である旨や、日本郵政株式会社（以下、日本郵政）によるかんぽ生命株式の完全売却を通じた「公正な競争条件の確保」と業務内容に応じた「適切な態勢整備」が必要である旨を主張してまいりましたが、今般の新規業務に係る届出制の運用開始にあたり、まずは当会の現状認識を申し述べます。

1. 当会の現状認識

①株式完全売却を通じた「公正な競争条件の確保」

令和3年5月に公表された日本郵政によるかんぽ生命株式の売却については、平成31年4月の第二次売却に引き続き、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有割合（議決権比率）の低下が進められた点において、かんぽ生命の完全民営化に向けた前進の一步として受け止めております。

しかしながら、目下の保有割合は49.9%と株式完全売却には道半ばの段階であり、日本郵政はグループ一体となった取組みによりグループ内の連携維持・強化を図ることを掲げている一方、株式完全売却に向けた道筋は未だ明らかにされておりません。こうした中、国営事業であったことに伴う信用力や政府支援への期待感といった長年に亘る消費者の認識が直ちに改められるとは言い難く、「公正な競争条件の確保」は引き続きの懸念事項であると認識しております。

この点、公益財団法人生命保険文化センターが実施した「令和元年度生活保障に関する調査」では、政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し「政府が何らかの支援を行うのではないか」との期待感が見受けられる結果【注1】となっている他、令和元年12月に公表された「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告書」においては、国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であることなどが示唆されております。

なお、かんぽ生命が平成26年4月に学資保険を改定（保険料を低廉化）した際には、その前後に民間生命保険会社も学資保険の改定を行っているにも関わらず、かんぽ生命が圧倒的な販売シェアを獲得しており【注2】、このような状況は消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争

力の証左であると考えております。

【注1】公益財団法人生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」におけるかんぽ生命のイメージ

- ・信頼できそう：30.3%
- ・政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう：27.5%
- ・いざという時に政府の関与が期待できそう：25.4%

【注2】学資保険マーケットにおけるかんぽ生命の販売シェア

- ・平成25年度（改定の前年度）：31.6%
- ・平成26年度（改定年度）：65.8%

②業務内容に応じた「適切な態勢整備」

金融業界においては、顧客本位の業務運営の徹底や商品・サービスの高度化が進められている中、新規業務を行う際の募集・引受・契約管理・支払など各領域における「適切な態勢整備」の重要性は高まっているものと認識しております。

2. 「郵政民営化委員会の方針案」に対する見解・要望事項

こうした現状認識を踏まえ、今般お示しいただいた「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する当会の見解・要望を申し述べます。

まずもって、これまでの認可制において業界に懸念点がある場合、調査審議の中で意見聴取いただいております。今後の届出制においても調査審議の枠組みを一定存置する方針には賛同しております。

その上で、届出制の運用に関しては、郵政民営化法に規定された新規業務に係る「他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供」への配慮義務や、同法改正時の附帯決議の内容【注3】を十分に踏まえた運用となることを要望いたします。

届出制の運用にあたっての当会の具体的な要望事項は次の3点となります。

- ①新規業務（特に商品・サービスなど顧客に直接提供されるもの）は、適正な競争関係等への影響が想定されるため、今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施いただきたい。
- ②運営の透明性確保の観点から、届出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表いただくとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、個々の案件ごとに判断根拠等を公表いただきたい。
- ③新規業務に係る配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後における適切な確認・検証等をお願いしたい。

以上、当会の意見を踏まえ、郵政民営化委員会におかれましては、健全な市場

競争による生命保険業界全体の発展を十分に考慮いただき、公平・中立な第三者の立場から十分かつ慎重な判断・運用を行っていただきますよう、強く要望いたします。

【注3】 郵政民営化法改正時の附帯決議

(平成24年4月11日 衆議院郵政改革に関する特別委員会)

日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

(平成24年4月26日 参議院総務委員会)

日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

以 上